

宮城地方最低賃金審議会 会長 熊谷 真宏 殿

> 宮城地方最低賃金審議会 宮城県最低賃金専門部会 部会長 熊谷 真宏

宮城県最低賃金の改正に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月16日、宮城地方最低賃金審議会において付託された宮城県最低賃金の改正について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、以下のとおり、政府に対する要望がなされたので、併せて報告する。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、賃上げ原資を確保するための生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように業務改善助成金等の政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援を一層強化すること。また、各種制度の利用促進に向けた制度の周知や利便性向上に努めること。
- 2 価格転嫁対策については、新たな商習慣として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請 G メン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法および改正下請法の執行強化、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知徹底すること。

また、最終消費者である国民に対し、「良いモノやサービスには値が付く」 ことの理解深化に向けて、各種啓発を行うこと。

3 中小企業・小規模事業者にとって賃上げ原資の確保が大きな課題となっていることから、「税・社会保険料負担等の軽減」や「賃上げ促進税制の拡充」等について早急に検討すること。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

 公益代表委員
 熊 谷 真 宏

 桑 原 真 弓

柳井雅也

労働者代表委員 阿部祥大

泉 利雄

大 宮 正 巳

使用者代表委員 飯 野 守

髙 橋 裕 喜

桃井健次

宮城県最低賃金

- 1 適用する地域 宮城県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間1,038円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 令和7年10月4日